

平成 29 年 6 月 27 日

平成 29 年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成29年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構調達等合理化計画(以下、「計画」という。)を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

平成 28 年 4 月 1 日付けで、独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターが統合し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下、「機構」という。)となった初年度の契約状況を記載する。

- (1) 機構における平成 28 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 52 件、契約金額は 5.1 億円である。そのうち、競争性のある契約は 40 件(77%)、4.73 億円(93%)、競争性のない契約は 12 件(23%)、0.37 億円(7%)となっている。

平成 27 年度と比較すると、競争入札等契約は件数・金額ともに増加している(件数は 85%増、金額は 51%の増)。企画競争・公募も 0 件から 3 件に増加した。

なお、競争性のない随意契約も件数・金額ともに増加しているが(件数は 200%増、金額は 185%の増)、これは従来、前年度の 3 月末に翌年度の年間契約(主には「既存システムの保守業務」)を締結しているが、統合により名称が変更になるため、平成 28 年度分は平成 28 年 4 月に契約を締結した。その一方で、平成 29 年度分は従来通り平成 29 年 3 月末に契約を締結していることと、「国立大学法人等の教育研究の状況についての評価に係るヒアリング会場借上」等の平成 28 年度限りの契約が生じていることが大きな要因である。

真にやむを得ないもの以外は、競争入札に移行している。

表 1 平成 28 年度の機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(83%) 20	(96%) 2. 98	(71%) 37	(88%) 4. 51	(85%) 17	(51%) 1. 53
企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0	(6%) 3	(4%) 0. 22	(-) 3	(-) 0. 22
競争性のある 契約(小計)	(83%) 20	(96%) 2. 98	(77%) 40	(93%) 4. 73	(100%) 20	(59%) 1. 75
競争性のない 随意契約	(17%) 4	(4%) 0. 13	(23%) 12	(7%) 0. 37	(200%) 8	(185%) 0. 24
合 計	(100%) 24	(100%) 3. 11	(100%) 52	(100%) 5. 1	(117%) 28	(64%) 1. 99

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

(注 3) 表中、平成 27 年度の件数、金額は大学評価・学位授与機構のものである。

(2) 機構における平成 28 年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は 19 件(47%)、契約金額は 2.97 億円(63%)である。

平成 27 年度と比較すると、契約の割合は件数・金額ともに増加している(件数は 73%の増、金額は 28%の増)が、これは従来、前年度の3月に翌年度の年間契約(主には「既存システム及び機器の運用・保守業務」)の契約を締結しているが、統合により名称が変更になるため、平成 28 年度分は平成 28 年4月に契約を締結した。その一方で、平成 29 年度分は従来通り、平成 29 年3月末に契約を締結したこと等が大きな要因である。

表2 平成 28 年度の機構の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	比較増△減
2者以上	件数	9 (45 %)	21 (53 %)	12 (133 %)
	金額	0.66 (22 %)	1.76 (37 %)	1.1 (167 %)
1者以下	件数	11 (55 %)	19 (47 %)	8 (73 %)
	金額	2.32 (78 %)	2.97 (63 %)	0.64 (28 %)
合 計	件数	20 (100%)	40 (100 %)	20 (100 %)
	金額	2.98 (100%)	4.73 (100 %)	1.75 (51 %)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

(注 4) 表中、平成 27 年度の件数は大学評価・学位授与機構のものである。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札・応募が続いているものについては、契約時期を早めるなどして、引き続き状況改善に向けた取組を行っていくものとする。

平成 29 年度においては、平成 28 年度と同様、下記について重点的に取り組むものとする。

○複数年契約による調達事務の合理化について

単年度単位で契約を行っているもののうち、毎年度発生する業務であり、機構の事業を締結する上で必要不可欠な事案を調査し、複数年単位で契約を行うことにより、調達事務の合理化を図るものとする。

なお、平成 28 年度は新たに7件の複数年権契約を締結した。そのうち、主な複数年契約が表3の3件であり、合計で 9,300 千円の削減を図ることができた。

表3 平成 28 年度の主な複数年契約状況

契約件名	契約期間
小平本館～竹橋オフィス間通信回線	25 月
機構における財産保険	3年
小平地区緑地管理業務	2年

【平成 28 年度における複数年契約の締結状況】

平成 29 年度は電気の供給契約、複写機の保守契約（現行の契約がそれぞれ 30 年 3 月で満了）の複数年での契約を予定している。それ以外の契約についても複数年契約の可能性を調査し、可能なものは実現を図るものとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

（1）発注・契約権限の明文化及び検収の徹底

発注などの契約事務を行う職員については、会計規則第 16 条及び契約事務等取扱細則第 2 条により明文化し、契約担当部署以外では発注できない仕組みとしている。

検収についても、会計規則第 21 条第 3 項により検査を行う者を定めている。また、検査職員が検査を行った後、購入依頼部署においても書面照合及び現物確認する体制としている。

この取扱いを適正に行い、現場発注や検査漏れが無いように努めるとともに、締結状況について、随時、理事直轄の監査室の点検を受ける。

【点検状況】

（2）随意契約に関する法人内部におけるチェック機能の確保

少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、理事直轄の監査室に事前に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の契約の可否の観点から点検を受ける。

【点検状況】

（3）調達担当者に対し、調達に関する研修の実施

新規採用教職員に対する研修において、調達に関する説明を行っている。また、機構内の教職員向けに事務手続きをまとめた冊子や掲示板等にも物品購入に関する注意事項を記載し、不祥事案が起らないように意識向上に努めている。また、契約手続きに携わる職員を対象に研修を行うことで資質向上を図っており、引き続きこの取組を行うものとする。

他機関における不正防止に関する取組や過去に取引停止に至った事例等については、契約係が主体となって確認・検証する。

【取組状況・検証実施状況】

（4）総合評価落札方式契約の締結

会計検査院法第 30 条の 2 の規程に基づく報告「独立行政法人における民間委託の状況について」（平成 28 年 9 月公表）内で、総合評価落札方式の導入拡大に向けた取組が報告されている。

機構としても、現在、予定調達額（基準額）以上でしか総合評価落札方式を締結していないため、今後は、研究開発、調査・研究、広報等の技術的要素等の評価を行う業務については、基準額未満でも総合評価落札方式の導入の検討を行っていくものとする。

【取組状況・検証実施状況】

4. 自己評価の実施

計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に締結し、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、文部科学大臣の評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 理事

副総括責任者 管理部長

メンバー 会計課長、会計課課長補佐、契約係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、機構長が定める基準に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

計画及び自己評価結果等については、機構のウェブサイトにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、計画の改定を行うものとする。